

## 災害派遣等従事車両について

### ・対象者

・県等の災害派遣命令者が発行する「災害派遣等従事車両証明書」の所持者が無料措置の対象となります。

### ・証明書の使用方法

・高速道路から能越自動車道に入る場合は、小矢部東本線料金所で高速道路分と能越自動車道分として証明書を2枚提出していただきます。

・能越自動車道から高速道路へ入る場合は、能越自動車道分として証明書を1枚提出していただき、高速道路の通行券をお渡ししますので、高速道路の出口 IC で通行券と証明書を1枚提出してください。

※所持していない場合は所定事項を聞き取りし、後で送付していただきます。

※証明書の区間は、高速道路分は流入・流出 IC を記入(どちらかは小矢部東本線料金所になります。)能越自動車道分は小矢部東本線料金所～小矢部東本線料金所と記入してください。

※能越自動車道のうち、富山県道路公社が管理する有料区間は小矢部砺波 JCT～高岡 IC までとなります。高岡 IC 以北は無料区間です。通行については公社ホームページでも道路交通情報を発表しておりますが、詳細については、富山県内は富山河川国道事務所へ、石川県内は金沢河川国道事務所へお問い合わせ下さい。

## 災害ボランティア車両について

### ・対象者

・高速道路会社が運用するシステムから発行される「災害ボランティア車両 高速道路通行証明書」の所持者が無料措置の対象となります。

### ・証明書の使用方法

・高速道路から能越自動車道に入る場合は、小矢部東本線料金所で証明書を1枚提出していただきます。

・能越自動車道から高速道路へ入る場合は、証明書を1枚提出していただき、証明書のボランティア活動確認印を確認し料金所通過確認の日付印を押印してお返しします。同時に高速道路の通行券をお渡ししますので、高速道路の出口 IC で通行券と証明書を1枚提出してください。

※証明書の区間は、往路の出口 IC は小矢部東本線料金所になります。復路は入口 IC が小矢部東本線料金所となります。

※所持されていない場合は無料措置はありません。